

意見書案第 6 号

ギャンブル等依存症対策基本法の早期成立を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

津田 信太郎

古川 清文

とみなが 正博

近藤 里美

大森 一馬

今林 ひであき

森 あや子

田中 丈太郎

稲員 稔夫

山口 剛司

三角 公仁隆

ギャンブル等依存症対策基本法の早期成立を求める意見書

昨年末に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立しましたが、衆参両院の内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などが政府や地方自治体に求められています。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」（以下「論点整理」という。）を発表したところです。

これまでも、ギャンブル等依存症は自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があることから、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などのギャンブル等依存症への対策強化が求められます。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項について取り組まれるよう強く要請します。

- 1 論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の実施方法を早急に具体化すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、それぞれに施策が進められているアルコール依存症や薬物依存症も合わせた依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
内閣官房長官 宛て

議 長 名